

件名	岐阜県道路公社「飛驒美濃有料道路」の回数券について
受付日	令和元年12月17日
ご意見・ご提案の概要	平成24年に解散した岐阜県道路公社「飛驒美濃有料道路」の回数券が見つかったが、払い戻しはできるか。
県の考え方	<p>「飛驒美濃有料道路」は、平成22年3月31日に有料道路としての管理運営を終了しました。</p> <p>また、無料化に伴う回数券の払い戻しにつきましては、岐阜県道路公社が平成22年9月30日を期限として実施しておりましたが、現在はすでに終了し、道路公社自体も解散しております。</p> <p>このため、誠に恐縮ですが、回数券の払い戻しはいたしかねますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。</p>
担当課	県土整備部 道路建設課